

# 契約方法に関する定め

## 経 理 規 則（抜粋）

### 第10章 雑 則

（物品の購入及び役務の調達）

第81条 1 件あたりの取引価格が100万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約する。

2 業務の必要性等から、会長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず随意契約によることができる。

ただし、この場合は、あらかじめ見積書を徴し、見積価格その他の条件につき会長の決裁を受けなければならない。